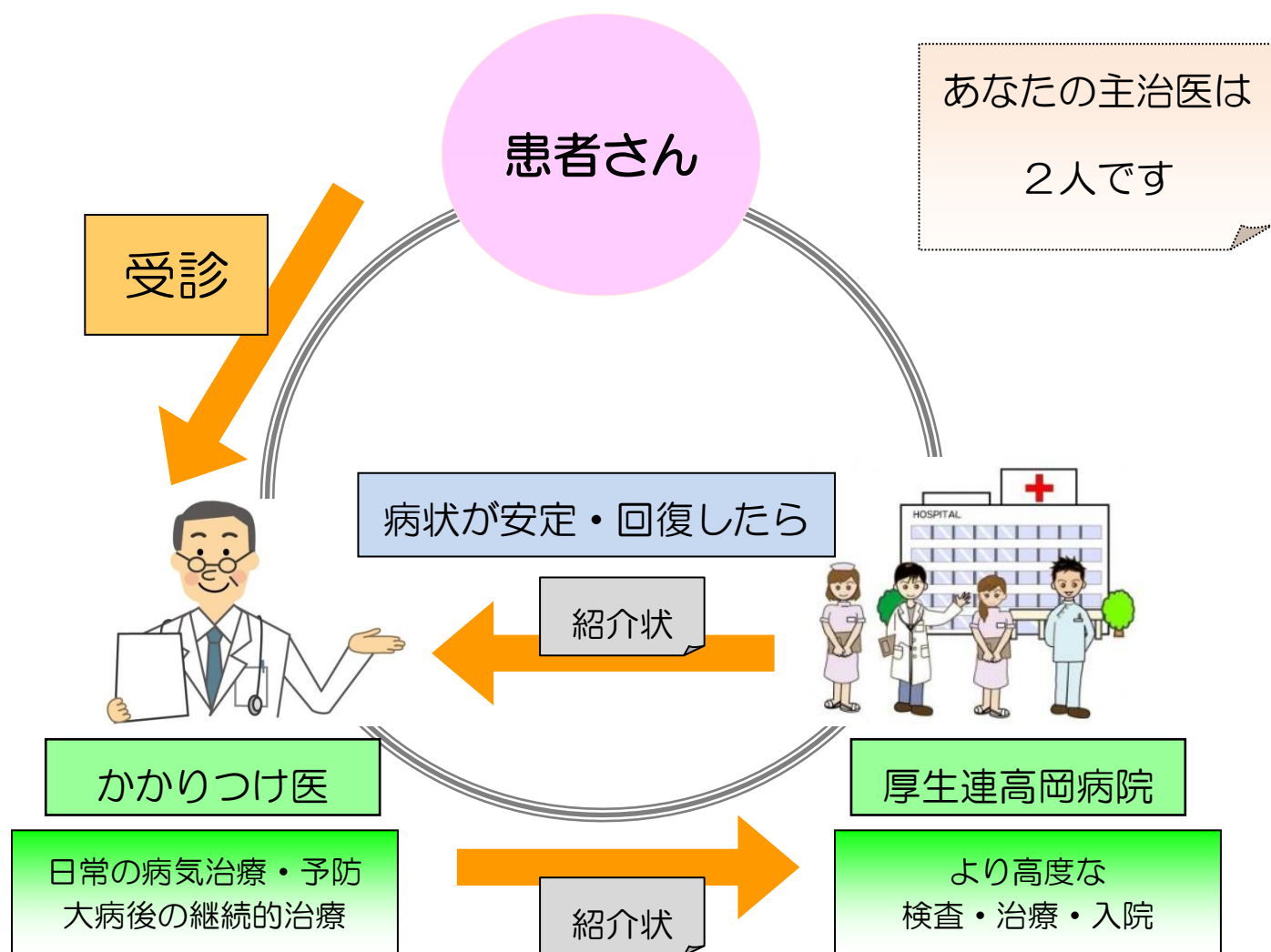


地域医療支援病院（厚生連高岡病院）

当院は、平成25年5月、地域医療支援病院として富山県より承認されました。

【地域医療支援病院とは】

紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じて、第一線の地域医療を担うかかりつけ医等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院として相応しい構造設備等を有するものについて、都道府県知事が個別に承認しており、地域で必要な医療を確保し、地域の医療機関との連携を図り、かかりつけ医を支援する地域中核病院としての役割を担います。



当院での治療終了後について

患者様が当院での検査や必要な急性期の治療が終わり症状が落ち着かれたら、かかりつけ医のところで再び治療を継続していただきます。万一、症状に変化が生じたときは、かかりつけ医に相談していただき、かかりつけ医より当院へ連絡をいただき、状況に応じて適切な対処をとらせていただきますので、ご安心ください。

「紹介状なし」に受診される場合の非紹介加算料について

(厚生労働省の取り決めであり、全国200床以上の地域医療支援病院の受診患者が対象です。)

「紹介状なし」に受診される場合、診察料等とは別に、**非紹介加算料**(選定療養費)をご負担頂くこととなります。

初診の場合	5, 500円 (消費税含む)
再診の場合	2, 750円 (消費税含む)

以下の患者さんには、非紹介加算料は請求しません。

1. 紹介状のある患者さん
2. 予約患者さん (医師の指示に基づく予約)

他に、以下に該当する場合は、非紹介加算料 (選定療養費) を請求しません。

1	当院の他の診療科を受診している患者
2	医科と歯科の間で院内紹介された患者
3	特定健康診査、がん検診等の結果により、精密検査受診の指示を受けた患者
4	救急医療事業、周産期事業等における休日夜間受診患者
5	外来受診から継続して入院した患者
6	地域に他に当該診療科を標榜する保険医療機関がなく、当院が外来診療を実質的に担っているような診療科を受診する患者
7	治験協力者である患者
8	災害により被害を受けた患者
9	労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の患者
10	当院主治医が、当院を受診する必要性を特に認めた患者
11	救急の患者
12	予約患者 (医師の指示に基づく予約)
13	国の公費負担医療制度の受給患者 (結核、生保、身障、育成、母子保健、肝炎など)
14	県の公費負担医療制度の受給患者 (富山県特定疾患治療研究事業)
15	市町村の公費医療負担医療制度 (特定の障害、特定の疾病の公費に限る。)

令和2年4月
病院長